

「就業不能」とは？

ケガおよび病気(以下「身体障害」)を被った結果、その身体障害の治療のため「被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態」をいいます。

就業不能の対象になる場合 以下の例は「就業不能」に該当し、保険金お支払いの対象となります。

交通事故で働けなくなった時



趣味のスポーツで骨折をし、入院が必要となった時



脳卒中で長期入院とってしまった時



就業不能の対象にならない場合

以下の例は「就業不能」には該当せず、保険金お支払いの対象となりません。

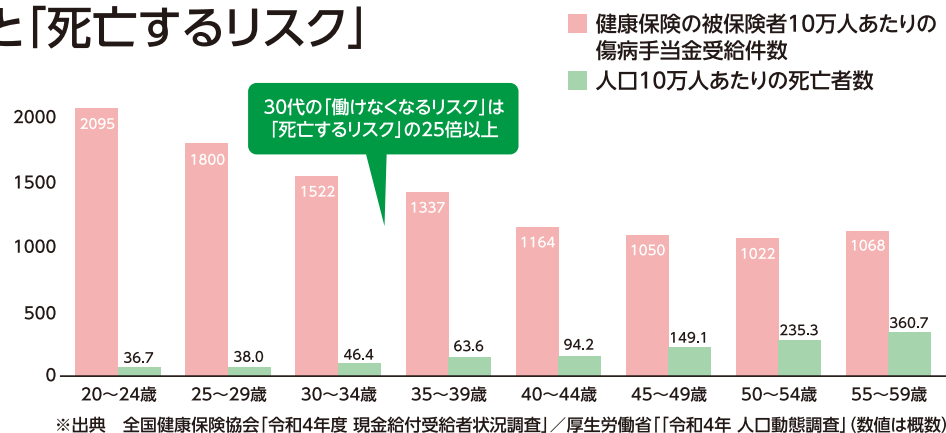
- 工事現場作業員で現場作業に従事することはできないが、内勤で事務作業であれば可能な場合。
- 終日の業務は難しいので、午前中は休んで午後のみ就業している場合。

いずれも「いかなる業務にもまったく従事できない状態」には該当しません。

一般に入院中は「いかなる業務にもまったく従事できない状態」に該当しますが、医師の指示による自宅療養も就業不能に該当する場合があります。

「働けなくなるリスク」と「死亡するリスク」

右図は「働けなくなるリスク」と「死亡するリスク」を比較しています。「働けなくなるリスク」に直面する可能性が30代では25倍以上の結果が出ています。



病気やケガで働けない状態になり収入が減っても生活に必要な支出は続きます。

お子さまの教育費などの支出は、現時点ではなくても、将来的に発生する可能性があります。



ご家族の生活費



住宅ローン



お子さまの教育費

働けなくなったとき、住宅ローン返済額をカバーできる備えがあると安心です。

お申し込みに関するご質問・ご相談はこちら

あいち銀行

0120-605-108

受付時間／月～金、9:00～17:00(土日祝、銀行の休業日は除きます)



<https://www.aichibank.co.jp/loan/housing/>

ご加入にあたっては、お客さまの健康状態について所定の書面により告知いただきます。告知の内容により、保険会社にご加入をお断りする場合があります。住宅ローンのお申し込みの際には、当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご要望に添えない場合があります。窓口に商品概要説明書をご用意しています。詳しい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客さまの不利益となる事項の説明については、お申込み時にお渡しする「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」で必ずご確認ください。

生命保険の保障内容・告知などについてご不明な点、苦情・相談については以下へご連絡ください。

■ご相談窓口

三井住友海上あいおい生命保険株式会社
住宅ローン関連保険サポートデスク

0120-622-182

受付時間／9:00～17:00(祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日)

損害保険の保障内容・告知などについてご不明な点、苦情・相談については以下へご連絡ください。

■ご相談窓口

三井住友海上火災保険株式会社
住宅ローン関連保険サポートデスク

0120-622-183

受付時間／9:00～17:00(祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日)



**あいち銀行の
住宅ローンには、
「金利上乘せなし」で
「全ての疾病とケガの保障」
が付帯されます！**

あいち銀行

全疾病団信付住宅ローン

〔保証会社なし・中日本総合信用(株)〕

保障内容イメージ

団体信用生命保険

死亡または所定の高度障害状態に該当したとき
余命が6か月以内と判断されたとき

●住宅ローン残高が**0円**になります

悪性新生物(がん)と診断されたとき

●住宅ローン残高が**50%**になります

就業不能信用費用保険

悪性新生物(がん)を含む8大疾病で
就業不能となったとき

- 月々のローン返済額を保障します(最長**12か月**)
- 就業不能状態が**12か月を超えて継続**したら、住宅ローン残高が**0円**になります。

8大疾病以外の全ての疾病(除、精神疾患)
およびケガで就業不能となったとき

- 月々のローン返済額を保障します(最長**24か月**)
- 就業不能状態が**24か月を超えて継続**したら、住宅ローン残高が**0円**になります。

8大疾病 悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

※金利と保証内容の変更がある場合がございます。最新の情報をご確認ください。

※本チラシは、保障の内容等の概要を説明したものです。詳細は被保険者のしおり等をご参照ください。

三井住友海上あいおい生命保険 団体信用生命保険

この保険契約は、金融機関から融資を受けられる賦払債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、初めて悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、余命6か月以内と判断されたときに引受保険会社が保険金を保険金受取人である金融機関に支払い、その保険金を債務の返済に充当する仕組みの団体保険です。

項目		説 明	
保険契約者		引受保険会社と保険契約を結び契約上の権利と義務を持つ人のことをいいます。ここでは、金融機関といいます。	
被保険者		保険契約の保障の対象となる人のことをいいます。ここでは、金融機関のローン利用者となられた方で、保険加入を希望され、引受保険会社から承諾を得られた方をいいます。（以下ローンご利用者といいます）	
引受保険会社		三井住友海上あいおい生命保険株式会社	
		保険契約 (特約および特則を含む)の正式名称	保険金の名称
保 険 の 種 類	主契約	団体信用生命保険	死亡保険金、高度障害保険金
	付帯される特約	団体信用生命保険リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ特約保険金
		団体信用生命保険がん診断保険金特約 (団体信用生命保険がん診断保険金特約のがん診断保険金の支払の対象となる悪性新生物に関する特則適用)	がん診断保険金

※本資料の文中では特約正式名称中の「団体信用生命保険」および特則名称を省略して記載しております。

保険金	所定のお支払事由に該当した場合に引受保険会社から支払われるお金のことをいいます。保険金額はローン残高に応じて定まり、債務の返済に従って変動（逓減）します。 死亡保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金 △加入（ローン実行） ← 保険期間（ローン返済期間） → △脱退（ローン完済） 「ローン残高＝保険金額（返済により逓減）」 「お支払事由発生」 「ローン残高相当額をお支払い」 △加入（ローン実行） ← 保険期間（ローン返済期間） → △脱退（ローン完済） 「死亡保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金のいずれかが支払われた時点で脱退となります。」 がん診断保険金 △加入（ローン実行） ← 保険期間（ローン返済期間） → △脱退（ローン完済） 「初めてがんと診断確定」 「ローン残高＝保険金額（返済により逓減）」 「ローン残高相当額の50%をお支払い」 △加入（ローン実行） ← 保険期間（ローン返済期間） → △脱退（ローン完済） 「このがん診断保険金が支払われた場合、この特約は消滅しますが残りのローン残高相当額に対する主契約は継続し、残りの保険期間はその半分となります。」
責任開始日	引受保険会社がお申込みを承諾した場合、融資実行日または引受保険会社をご加入を承諾した日のいずれか遅い日を責任開始日とします。なお、借り換え融資の場合は、「被保険者のしおり」に記載の「ご記入いただく前に必ずお読みください」の「借り換え融資の場合の注意事項」をお読みください。 保障の責任開始について ▽責任開始日から91日以後に診断確定された悪性新生物（がん）を保障 90日 悪性新生物（がん）に関する保障 死亡・高度障害（団体信用生命保険）に関する保障 △責任開始日
保険期間	ローン返済期間と同じ期間です
脱退	次のいずれかに該当した場合、被保険者はこの保険契約から脱退となります。なお、次のいずれかに該当する場合以外には脱退することができません。またご加入後、被保険者は特約のみの脱退を申し出ることはできません。 ①死亡したとき、または高度障害状態が確定したとき ②リビング・ニーズ特約の支払事由に該当したとき ③金銭消費貸借契約に基づく賦払償還債務が消滅したとき（保証人または保証会社等による代位弁済を含みます。ただし、保証人または保証会社の保証のない金銭消費貸借契約については、期限の利益が喪失したときに脱退となります） ④被保険者の年齢が所定の年齢に達したとき ⑤告知義務違反等により取消し、無効もしくは解除となったとき
保険金受取人	保険契約者である金融機関
保険料	保険料は保険契約者である金融機関が負担します。年末調整の際、生命保険料控除の対象とはなりません。
保険金請求時の連絡先	保険契約者である金融機関（お取引店）にご連絡をお願いします。
配当金	この保険契約には配当金はありません。
脱退による返戻金	この保険契約には脱退による返戻金はありません。

三井住友海上火災保険株式会社 就業不能信用費用保険

この保険は、金融機関を保険契約者、保険金受取人とし、金融機関のローンご利用者を被保険者とした団体契約です。被保険者がローン返済期間中に、病気などで就業不能となった場合などに保険金をお支払いすることで、被保険者の生計の安定を図るための保険です。

項目		説 明	
保険契約者		金融機関	
被保険者		上記の保険契約者からローンをお借り入れになるお客さま（以下ローンご利用者といいます）	
引受保険会社		三井住友海上火災保険株式会社	
ご加入の保険は、複数の団体保険契約を組み合わせせて保障プランを作成したものです。			
商品の構成	主契約	就業不能信用費用保険（A） （三大疾病および重度慢性疾患のみ補償特約）	「3大疾病および5つの重度慢性疾患」の治療のため入院していることまたは治療を受けていることにより就業不能となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合に保険金をお支払いします。（12か月まで）
	セットされる特約	債務繰上返済支援特約（A） （三大疾病および重度慢性疾患のみ補償特約）	「3大疾病および5つの重度慢性疾患」により就業不能となり、その状態が12か月を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。
	主契約	就業不能信用費用保険（B） （三大疾病および重度慢性疾患補償対象外特約）	「ケガまたは3大疾病および5つの重度慢性疾患以外の病気」の治療のため入院していることまたは治療を受けていることにより就業不能となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合に保険金をお支払いします。（24か月まで）
	セットされる特約	債務繰上返済支援特約（B） （三大疾病および重度慢性疾患補償対象外特約）	「ケガまたは3大疾病および5つの重度慢性疾患以外の病気」により就業不能となり、その状態が24か月を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。
しくみ図		がんの保障 急性心筋梗塞（こうそく）の保障 脳卒中の保障 5つの重度慢性疾患の保険 ○高血圧症 ○慢性腎不全 ○慢性膵炎 ○糖尿病 ○肝硬変 その他のケガ・病気による 就業不能の保障 待機期間3ヶ月 就業不能信用費用 保険金（A） 月々のローン返済額を 保障（12ヶ月分） 債務返済繰上 支援特約（A） ローン残高を保障 （残高がゼロ円に） 就業不能信用費用保険金（B） 月々のローン返済額を保障（24ヶ月分） 債務返済繰上支援特約（B） ローン残高を保障（残高がゼロ円に） ローン返済期間	
保障開始日		引受保険会社が「加入申込票兼告知書」によりご加入を承諾した場合、ローン融資実行日（ただし、すでに融資を受けているローンご利用者が加入申込みを行う場合には原則、ローンの変更契約日）を責任開始日とし、責任開始日から起算する待機期間満了日の翌日から保険契約上の保障を開始します。	
待機期間		待機期間は3か月となります。	
保障の終了		「注意喚起情報 5. 失効について」（被保険者のしおり24ページ）に記載の事由が生じた場合、保険契約は失効し保障は終了となります。 （注）ローン返済期間中に、脱退および保障プランの変更は原則できません。脱退ができる場合については、「注意喚起情報 2. 告知義務等について（2）その他の注意事項」（被保険者のしおり23ページ）をご参照ください。	
保障内容		①保険金をお支払いする場合（主な支払事由）と保険金のお支払額 保険金をお支払いする場合と保険金のお支払額（被保険者のしおり19ページ）をご参照ください。 ②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由） 保険金をお支払いしない主な場合（被保険者のしおり22ページ）をご参照ください。 なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されております。	
引受条件		お支払いする保険金・診断保険金の額は、以下のとおりです ①就業不能信用費用保険金（A）・就業不能信用費用保険金（B） 保険金支払該当月のローン契約の予定返済額 ただし、年間支払額は2,400万円以下とします。 ② 債務繰上返済支援保険金（A）・債務繰上返済支援保険金（B） 保険金をお支払いする場合に該当された時のローン残高相当額 ただし、1億円以下とします。 ローン残高 △加入（ローン実行） ← 保険期間（ローン返済期間） → △脱退（ローン完済） ローン残高＝保険金のお支払額 ②の場合、保険金支払事由発生時のローン残高相当額が支払われます。	
保険料		保険料は保険契約者である金融機関が負担します。 年末調整の際、生命保険料控除の対象とはなりません。	
保険金請求時の連絡先		保険契約者である金融機関（お取引店）にご連絡をお願いします	
満期返れい金・契約者配当金		この保険契約には満期返れい金・契約者配当金はありません。	
脱退による解約返れい金		この保険契約には脱退による解約返れい金はありません。	